平成２７年（フ）第２７号
滋賀県彦根市宇尾町292番地１　３―102号
債務者　宇地原竜一
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２８号
滋賀県彦根市宇尾町292番地１　３―102号
債務者　宇地原和美（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１０５号
神戸市灘区岩屋北町５丁目２番13―505号、従前の住所神戸市灘区倉石通３丁目１番19号吉岡マンション203
債務者　上西千世子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
神戸市垂水区南多聞台６丁目３番304号
債務者　髙木　清人
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
兵庫県豊岡市寿町４番９号
債務者　赤江　慶三
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第７号
兵庫県豊岡市寿町４番９号
債務者　赤江八重子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
大分市大在浜１丁目７番５－３号　サンマリンＨＡＭＡ－Ｃ棟
債務者　柴田　雅子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
宮崎県小林市真方1105番地１
債務者　種子田利春
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１０号
北海道小樽市新富町１番３号　ラ　シャンス105号室、前住所北海道小樽市相生町８番２号
債務者　木立　孝志
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５２号
福井県敦賀市道口23号46番地　岡山町２丁目
債務者　北野　　博
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第６号
兵庫県揖保郡太子町蓮常寺69番地１　Ｍｙ－Ｒ太子207号室、従前の住所兵庫県姫路市網干区高田246番地８
債務者　山本　雅也
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１８号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷417番地23
債務者　増田　清史
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷417番地23
債務者　増田　高史
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
福岡県飯塚市潤野1113番地10、前住所福岡県嘉麻市山野2131番地３
債務者　庄司　　達
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１９号
福岡県飯塚市川津176番地　篠崎アパート205号、前住所福岡県飯塚市横田18番地２
債務者　田上　直久
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６９号
熊本市西区池田１丁目12番14号　オレンジハウス２階２階号室
債務者　山﨑　雅子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
熊本市東区湖東３丁目17番45号、前住所熊本市東区江津１丁目７番21号　赤星アパート２Ｆ３号
債務者　松本　克己
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係